

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の業務手続及び手数料等に関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第41号
最近改正 平成26年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）が行う依頼業務にかかる手続及び手数料等について定めるものとする。

(試験、研究等の業務にかかる手数料)

第2条 研究所の業務に属する試験、研究等を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所の業務手続に関する申込書要綱（以下「申込書要綱」という。）に定める所定の申込書に必要事項を記載し、署名又は押印の上、研究所へ提出し、次に掲げる依頼業務に応じた金額の範囲内で理事長が定める額の手数料（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。ただし、理事長が当該業務について簡易なため手数を要しないと認めるものについては、手数料を請求しないことがある。

- (1) 職員派遣 1回 23,600円
- (2) 試験、分析又は測定 1件又は1成分 83,300円
- (3) 削除
- (4) 研究、企画、設計、試作又は調査 1件1月 339,400円
- (5) 技術指導 第6条に定める装置使用にかかるもの 30分 2,400円
- (6) 技術研修（レディメード研修及びオーダーメード研修） 1人1日 30,800円

2 <削除>

3 依頼事項で試料調製につき特に手数を要する場合は、1件又は1成分につき10,200円以内の額を手数料に加算することができる。

(特別な経費の負担)

第3条 研究、企画、設計、試作及び調査の依頼業務に関して特別な資材等が必要となる場合は、前条第1項第4号に定める手数料のほかに、申込者に資材の提供を求めることができる。

(旅費等の加算)

第4条 依頼事項の処理上、研究所の職員の出張を要する場合は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所旅費規程に定める鉄道賃、日当、宿泊料等の額を加算することができる。

(報告書の謄本)

第5条 申込者は、依頼事項に関する報告書の謄本を請求するときは、1枚につき300円以内で理事長の定める手数料を支払わなければならない。

(広告物等への名義使用)

第5条の1 申込者は、研究所が行った試験、研究等の結果について、研究所の試験済、検査済その他これに類する文字を印刷物やインターネット等の電子媒体に掲載して広告しようとする場合は、あらかじめ研究所の承認を得なければならない。

(装置又は施設の使用)

第6条 研究所が保有する理化学機器及び装置類（以下「装置」という。）又は次の第1号及び第2号の施設を使用しようとする者は、申込書要綱に定める所定の申込書に必要事項を記載し、署名又は押印の上、研究所に提出して承諾を得なければならない。なお、次の第3号及び第4号の施設（以下「開放研究施設」という。）にかかる使用手続等については、別に定める。

- (1) 講堂

- (2) 会議室
- (3) 開放研究室
- (4) 創業支援研究室

2 研究所は、装置及び開放研究施設にあつては工業研究を目的とする場合、講堂及び会議室にあつては産業の振興を目的とする講習会、講演会その他の会合に使用する場合に、その使用について承諾することができる。なお、開放研究施設の使用基準については、別に定める。

3 理事長が必要と認めるときは、第1項の規定により使用の承諾を得た者（以下「使用者」という。）に保証人を立てさせることがある。

4 装置使用に際して必要な装置使用ライセンス（許可書）の発行については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所装置使用ライセンス発行要綱（以下「ライセンス発行要綱」という。）に定める。

5 装置の使用手続き等については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所装置使用要綱（以下「装置使用要綱」という。）に定める。

（研究所の職員の指示）

第6条の1 装置又は施設を使用する者は、研究所の職員の指示に従わなければならない。

（装置又は施設の使用時間）

第6条の2 装置又は施設の使用は、原則として研究所の開所時間内に行わなければならない。

（装置又は施設の使用の制約）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、装置又は第6条第1項各号に掲げる施設の使用を認めない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (3) 管理上支障があるとき
- (4) その他理事長が不相当と認めるとき

（装置又は施設の使用料）

第8条 第6条第1項の規定による使用者は、次に掲げる金額の範囲内で理事長が定める額の使用料（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を支払わなければならない。

- (1) 装置 1日 68,900円
- (2) 講堂 1日 16,400円
- (3) 会議室 1日 4,100円
- (4) 開放研究室 1室1月 128,500円
- (5) 創業支援研究室 1室1月 62,700円

2 <削除>

（光熱水費）

第9条 研究所は、前条の第2号から第5号までに掲げる施設の利用者に対して、当該使用料のほかに、電気、ガス、水道、冷暖房に要する経費の相当額を使用料に加算することができる。

（技術指導）

第9条の1 第6条に定める装置使用にかかり必要とする技術指導の申込手続き等については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所技術指導要綱（以下「技術指導要綱」という。）に定める。

（技術研修）

第9条の2 技術研修におけるレディメード研修とは、中小企業の人材育成・産業振興のために、研究所が研修内容、実施日程、定員、手数料等を定め、受講者を募集して実施するものをいう。レディメード研修の申込手続き等については、地方独立行政法人大阪市立工業研究

所レディメード研修実施要綱に定める。

第9条の3 技術研修におけるオーダーメード研修とは、中小企業の人材育成・産業振興のために、個別の企業、業界団体又は公益法人等の要望に応じて研修内容、実施日程等を応談し、手数料を徴収して主として研究所の施設を利用して実施するものをいう。オーダーメード研修の申込手続き等については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所オーダーメード研修実施要綱に定める。

(企業等の研究員)

第10条 第2条第1項第4号に掲げる研究の申込者は、理事長の承諾を得て申込者の従業員である研究員(以下「受託研究員」という。)を研究所に配置することができる。

2 受託研究員は、研究所の職員の指導を受け研究所の設備により研究に従事する。

3 第1項に規定する研究の申込者は、次の金額の範囲内で理事長が定める使用料を支払わなければならない。

受託研究員1人1月9,200円。ただし、受託研究員2人以上の場合は1人を超えるごとに8,200円を加算する。

4 研究に必要な特別の経費は、研究の申込者が負担するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 研究所の装置又は施設の利用者は、その権利を譲渡し又は第三者に使用させてはならない。

(装置又は施設の使用の制限)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し又はその使用を制限し若しくは停止することがある。

(1) この規程に違反し、又はこの規程に基づく指示に従わないとき

(2) 第7条の事由が発生したとき

(技能者養成)

第13条 研究所が行う技能者養成の研修を受ける者(以下「研修員」という。)、又は研修員に同研修を受けさせようとする者は、次に掲げる金額の範囲内において理事長の定める使用料を支払わなければならない。

(1) 普通科 1人1月 4,100円

(2) 高等科 1人1月 5,100円

2 <削除>

3 研修員の資格その他必要な事項については、別に理事長が定める。

(手数料又は使用料の割り増し)

第14条 研究所は、申込者又は使用者が次に掲げる者以外の場合にあつては、第2条及び第5条の規定による手数料又は第8条、第10条、第13条の規定による使用料の3割の額を加算する。ただし、大阪市が他の地方公共団体と行政協力協定等を締結している場合は、その協定内容に従うものとする。

(1) 大阪市内又は関西広域連合に加盟する府県に住所を有する個人

(2) 大阪市内又は関西広域連合に加盟する府県に事務所又は事業所を有する事業者(組合その他の団体を含む)

(手数料又は使用料の減免)

第15条 研究所は、別表の基準により手数料又は使用料を減免することができる。

(契約の成立時期)

第15条の1 試験、研究等の依頼又は装置や施設の使用について、研究所がその申込内容を承諾し申込書の受付を行った時に、当該依頼業務又は使用にかかる契約が成立したものである。

(申込内容の変更)

第15条の2 申込者又は使用者は、試験、研究等の内容、装置又は施設の使用等の内容を変更しようとする場合は、申込書要綱に定める所定の申込書を研究所に提出するものとする。

2 試験、研究等の内容、装置又は施設の使用等の内容の変更によって手数料又は使用料に変更が生じる場合は、申込者又は使用者は変更後の手数料又は使用料を支払うものとする。

(手数料又は使用料の支払方法)

第15条の3 申込者又は使用者は、原則として事前に手数料又は使用料を支払わなければならない。ただし、試験、研究等の開始、装置又は施設の使用までに手数料又は使用料の額を確定できないと研究所が判断する場合は、その金額が確定した後、申込者又は使用者は直ちに支払うものとする。

2 前項の手数料又は使用料は、研究所が受付を行った申込書に記載された合計金額とする。ただし、第2条第1項第4号に定める依頼業務が複数月に及ぶ場合にあっては、記載された月数を乗じて得られる金額とする。

3 申込者又は使用者は、手数料又は使用料について、次の各号のいずれかの方法により研究所に支払うものとする。

- (1) 研究所の窓口における現金払い
- (2) 研究所が指定する銀行口座へ振込み

4 前項第2号による場合、申込者又は使用者は研究所が発行する請求書に記載した期日までに振り込むとともに、振込手数料は申込者の負担とする。

(依頼業務にかかる報告書の取扱い)

第15条の4 試験、研究等の業務にかかる報告書は、原則として研究所が手数料又は使用料の受領を確認した後に発行する。

(手数料又は使用料の返還等)

第16条 研究所は、申込者又は使用者が支払った手数料又は使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた手数料又は使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 研究所の都合により依頼業務を処理することができなくなったとき
- (2) 第7条第3号又は第4号に掲げる事由に基づき、第12条の規定による処分があったとき

2 前項の規定にかかわらず、第15条の1の規定に基づき契約が成立した申込について、試験、研究等の業務に着手する前、若しくは装置又は施設を使用する前に、当該申込者又は使用者が第15条の2の規定に基づき当該申込の取消の申込を行った場合は、次に掲げる区分によってその全部又は一部を返還するものとする。

申込の内容	取消の申込時期	返還する額
職員派遣	派遣の日の前日まで	全額(ただし、交通費等の実負担分を除く)
試験、研究等の業務	業務に着手する日の前日まで	全額(ただし、事前に準備した資材等の経費を除く)
装置又は施設の使用	使用日の前日まで	全額(ただし、事前に準備した資材等の経費を除く)

(図書室に収蔵する図書の閲覧)

第17条 研究所の図書室に収蔵する図書は、研究所の業務に支障のない限り一般の閲覧に供

する。

2 前項の閲覧は、研究所の開所時間の範囲内で理事長が定める時間内に行わなければならない。

(図書の閲覧制限)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書の閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 図書を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他理事長が管理上支障があると認める者

(建物、設備その他の物件のき損又は滅失)

第19条 使用者、受託研究員、研修員、閲覧者その他の入所者（以下「入所者等」という。）が、建物、設備その他の物件をき損又は滅失したときは、理事長の定めるところに従い、申込者又は入所者等の責任においてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 <削除>

(研究所の責任)

第20条 研究所への入所者等が装置又は施設を使用することにより、若しくはこの規程に基づく処分によって入所者等に生じた損害又は第三者に与えた損害については、研究所は一切その責めを負わない。

(その他)

第21条 この規程の施行に関して必要な事項については、別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第15条関係） 手数料・使用料の減免基準

申込者の区分 申込内容			ア	イ	ウ	
			大阪市（企業会計を除く）	左記ア以外の大阪市（企業会計）・国・地方公共団体・官公署・独立行政法人等	左記ア、イ以外の法人又は団体若しくは個人	
講堂・会議室の使用	①	行政施策の催事	参加費無料	全額免除	全額免除	----
			参加費有料（低額）	全額免除	全額免除	----
			参加費有料	全額免除	減免なし	----
	②	申込者の組織内催事		2割減額	2割減額	減免なし
	③	①以外の催事（産業振興又は科学技術振興に資する公共性があるものに限る）	参加費無料	全額免除	2割減額	減免なし
			参加費有料（低額）	全額免除	2割減額	減免なし
			参加費有料	2割減額	減免なし	減免なし
	催事以外の業務の依頼（職員派遣、試験分析、装置使用）			全額免除	2割減額	減免なし

注意1：施設の使用又は依頼業務の承諾については、そのつど規程等に基づき決定する。

注意2：減免は、申込者からの減免依頼に基づき決定する。

注意3：参加費有料（低額）とは、配付資料の実費相当額程度を参加者に負担を求める場合とする。